

税理士会連絡先一覧

- 北海道税理士会**
〒064-8639 北海道札幌市中央区北3条西20-2-28 北海道税理士会館3階
TEL.011-621-7101 <http://www.do-zeirishikai.or.jp>
- 東北税理士会**
〒984-0051 宮城県仙台市若林区新寺1-7-41
TEL.022-293-0503 <http://www.tohokuzeirishikai.or.jp>
- 関東信越税理士会**
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14階
TEL.048-643-1661 <http://www.kzei.or.jp>
- 千葉県税理士会**
〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-16-12 税理士会館3階
TEL.043-243-1201 <http://www.chibazei.or.jp>
- 東京税理士会**
〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館
TEL.03-3356-4461 <http://www.tokyozeirishikai.or.jp>
- 東京地方税理士会**
〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階
TEL.045-243-0511 <http://www.tochizei.or.jp>
- 北陸税理士会**
〒920-0022 石川県金沢市北安江3-4-6
TEL.076-223-1841 <http://www.hokurikuzei.or.jp>
- 東海税理士会**
〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル22階
TEL.052-581-7508 <http://www.tokaizei.or.jp>
- 名古屋税理士会**
〒464-0841 愛知県名古屋市中種区覚王山通8-14 税理士会ビル4階
TEL.052-752-7711 <http://www.meizei.or.jp>
- 近畿税理士会**
〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町1-5-4
TEL.06-6941-6886 <http://www.kinzei.or.jp>
- 中国税理士会**
〒730-0036 広島県広島市中区袋町4-15
TEL.082-246-0088 <http://www.chuzei.or.jp>
- 四国税理士会**
〒760-0017 香川県高松市番町2-7-12
TEL.087-823-2515 <http://www.shikoku-zei.or.jp>
- 九州北部税理士会**
〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1-13-21 九州北部税理士会館3階
TEL.092-473-8761 <http://www.kyuhokuzei.or.jp>
- 南九州税理士会**
〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江5-17-5
TEL.096-372-1151 <http://www.mkzei.or.jp>
- 沖縄税理士会**
〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター7階
TEL.098-859-6225 <http://www.okizei.or.jp>

日本税理士会連合会

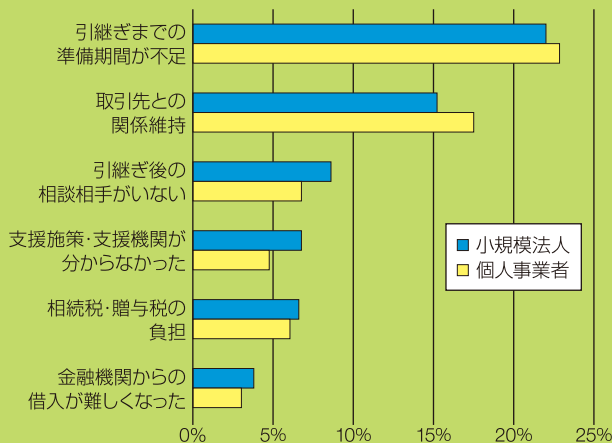
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階
TEL.03-5435-0931 <http://www.nichizeiren.or.jp>

全国約78,000人の税理士が 中小企業の事業承継を支援します

中小企業庁委託の調査*によると、事業の承継に関する過去の相談相手として、後継者決定企業においては約70%、後継者未定企業においても約50%が顧問の税理士等を相談相手として選んでいます。

日常的に会社に寄り添い、経営状況を熟知している税理士だからこそ、中小企業の事業承継を支援することができます。

事業を引き継いだ際に問題になったこと



* 中小企業白書2017 中小企業庁委託「企業経営の継続に関するアンケート調査」
(2016年11月、(株)東京商工リサーチ)

事業承継のこと、税理士に
聞いてみてくださいます。

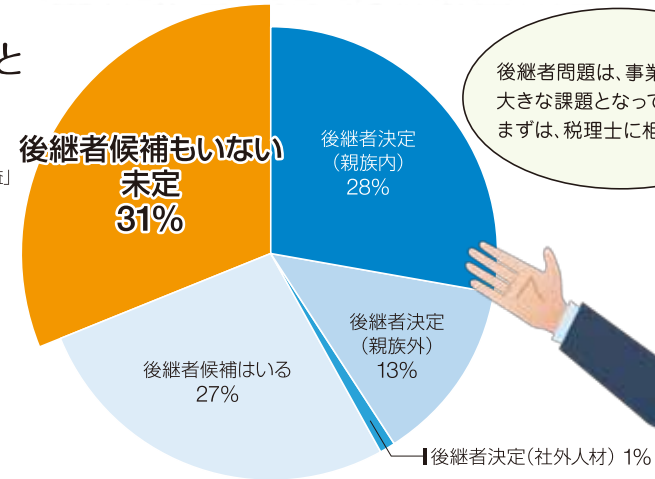


事業承継について お悩みの 経営者の皆様へ

どんな些細なことでも構いません。まずは税理士にご相談ください。

中小企業の後継者選定状況と 親族外承継の現状

グラフ：[出典]中小企業庁資料
中小企業庁委託「企業経営の継続に関するアンケート調査」
(2016年11月、(株)東京商工リサーチ)



後継者問題は、事業承継の大きな課題となっています。まずは、税理士に相談を。



「会社の将来」について 考えていますか？

- ▶ 「何から始めたらよいのかわからない」
- ▶ 「経営の引継ぎ時期を決めていない」

「税金」のことで 悩んでいますか？

- ▶ 「相続税や贈与税の負担が気になる」
- ▶ 「自社の株価が高くて負担が大変だと思う」

「後継者」のことで 悩んでいますか？

- ▶ 「子供に引き継ぐ意思がなく、引き継ぎ手がない」
- ▶ 「社内に後継者となる人材がない」

「経営」のことで 悩んでいますか？

- ▶ 「事業承継する前に自社の経営を見直したい」
- ▶ 「資金繰りや利益計画の作成をしたい」

「会社の将来」について 考えていますか？

経営・技術等のノウハウの継承や取引先との関係維持等、事業承継の準備には5年～10年程度を要すると言われています。税理士と10年後を見据えた事業計画を立ててみましょう。

「後継者」のことで 悩んでいますか？

後継者がいない場合には、全国に存在する税理士のネットワークを使って引継ぎ先を探すこともできます。「担い手探ナビ」というサイトに、ノンネームで企業情報を登録し、税理士の関与先企業同士でマッチングを図ります。「担い手探ナビ」は税理士しか閲覧することができないため、情報が悪用されることはありません。まずは顧問税理士に相談してみてください。

「税金」のことで 悩んでいますか？

2018年度税制改正において事業承継税制が大きく改正され、10年間限定の特例措置が設けられました。議決権株式の全てが猶予対象となり、猶予割合も100%に拡大、承継時の税負担はゼロとなります。また、納税猶予中の雇用要件も実質的に撤廃され、税務リスクが軽減されました。これには、2023年3月31日までに、都道府県に「特例承継計画」を提出する必要があります。税理士にお任せください。

「経営」のことで 悩んでいますか？

赤字経営が長期間続いたり、借入金が多くあると後継者は見つかりません。税理士が経営改善計画の作成を支援し、経営者をフォローアップします。